

屋外広告物による危害の防止について(お願い)

屋外広告物(看板)を設置・管理されている方には、看板を**良好な状態に保持する責務**があります。

看板は、雨や風、強い日差し等の厳しい自然環境により、部材の**腐食、ゆるみ、亀裂等**が発生している場合があります。

これらを放置しておく、看板が、**落ちる、倒れる、飛ぶ**といった事故につながるおそれがあり、これまでに**通行人が巻き込まれた非常に痛ましいケース**も他都市で発生しています。

もしも、看板が落下するなどし、第三者に被害を及ぼした場合、長年積み重ねてきた企業や店舗等の信頼を一瞬で失うことにもなりかねません。

このようなことにならないためにも、看板の**安全点検を定期的に行い、異常が発見された場合には早急に改善**を行ってください。

【屋外広告物条例に基づく自己点検】

屋外広告物の許可は、3年ごとに更新が必要となっており、**その際には「屋外広告物自己点検結果報告書」により広告物の異常の有無を調査・報告していただく必要があります。**

調査の結果、異常が発見された場合には、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去・改修等の適正な措置を講じてください。

看板の安全点検にあたっては、「**オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック**」(<http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>)が参考になります。

【特殊建築物等定期報告】

定期報告の対象建築物の所有者又は管理者が有資格者に調査をさせて、特定行政庁(神戸市)に報告する制度で、建築物の安全性を確保することを目的としています。

定期報告は3年ごとに行うものであり、**調査においては、外壁面に緊結された広告板の劣化や損傷の状況も調査する必要があります。**

調査の結果、要是正の指摘がありましたら、早急に改善してください。

【屋外広告物条例に関すること】

建設局道路管理課
電話 078-595-6389

【特殊建築物等定期報告に関すること】

建築住宅局建築指導部安全対策課
電話 078-595-6571